

# CLAIR REPORT No.276

Council of Local Authorities  
for International Relations



財団法人 自治体国際化協会

CLAIR

## 「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、ご指摘・ご教示を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麴町 1-7 相互半蔵門ビル

(財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: [webmaster@clair.or.jp](mailto:webmaster@clair.or.jp)

# フランスの広域行政 - 第4の地方団体 -

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 276 (Oct 27, 2005)

財団法人自治体国際化協会  
(パリ事務所)

## 目 次

第1章 これまでの経緯	1
第1節 合併の動向	1
第2節 広域行政の動向	1
第2章 コミューンの合併(Fusion de Communes)	4
第1節 合併の手続	4
第2節 合併の形態	4
第3節 合併にかかる財政優遇措置	5
第3章 広域行政制度の現状と特徴	6
第1節 コミューン間広域行政組織 (EPCI) の現状	6
第2節 広域行政組織の特徴	7
第3節 コミューン間広域行政県委員会 (Commission départementale de la coopération intercommunale)	10
第4章 コミューン間広域行政制度(Coopération Intercommunale)	12
第1節 設立(Creation)	12
1 設立方法	12
2 設立条件	13
3 定款	14
4 設立の流れ	14
第2節 組織 (Organes)	15
1 議決機関 (Organe Délibérant)	15
2 議長 (President)	17
3 理事会 (Bureau)	17
4 執行機関	18
5 その他	19
第3節 運営(fonctionnement)	19
1 議会審議	19
2 予算編成	19
第4節 委任・修正	23
1 代理及び代行	23
2 権限の変更	23
3 議席の変更	23
4 業務及び組織の委任	23
第5節 再編・統合 (transformation et fusion)	24
1 再編・統合の条件	24

2	決定方法	24
3	再編・統合後の権利・義務	25
第6節	財源	26
1	組合型の財源の種類	26
2	連合型の財源の種類	27
3	分担金 (contributions)	27
4	固有税 (fiscalité propre)	27
5	個別税	34
6	交付金 (dotation)	35
第7節	加入・脱退(Adhésion et Retrait)	37
1	加入(Adhésion)	37
2	脱退 (Retrait)	37
第8節	解散(Dissolution)	38
<b>第5章</b>	<b>各々の広域行政組織</b>	<b>39</b>
第1節	コミューン間広域行政組織(Établissement Public de Coopération Intercommunale)	39
1	事務組合(syndicat de communes)	39
2	コミューン共同体(communauté de communes. 略CC)	39
3	新都市組合 (syndicat d' agglomération nouvelle. 略SAN)	40
4	都市圏共同体(communauté d' agglomération. 略CA)	41
5	大都市共同体 (communauté urbaine. 略CU)	42
第2節	異なるレベルの地方団体が構成する広域行政組織	42
第3節	県レベルの広域行政(cooperation interdépartementale)	44
第4節	州レベルの広域行政(cooperation interrégionale)	44
<b>第6章</b>	<b>国境間広域行政(Coopération International)</b>	<b>46</b>
第1節	外国の地方自治体等との協定	46
第2節	外国の公的組織への加盟又は外国公法人への資本参加	46
第3節	欧州区 (district européen)	46
<b>第7章</b>	<b>その他の広域区画 (ふるさと圏 [PAYS])</b>	<b>47</b>
付録1	独自付加税制を採用するEPCIにおける徴税初年度の独自付加税率	48
付録2	広域行政組織事例 (都市圏共同体・Grand Rodez)	50
	本文中で頻出する用語	54
	参考文献	56

## はじめに

1970年代の合併の推進とその失敗に対する反省から、フランスは地方行政の広域化という分野においては、コミューン間広域行政の推進を進めるに至った。

フランスにおいて、「広域行政組織」という場合、それは一般的にコミューン間広域行政組織を意味しており、県あるいは州が形成する広域行政組織は法令上も実質上もあまり大きな重要性を有していない。ことコミューン間広域行政組織に関しては「第4の地方団体」とも言われており、様々な面で現行の地方団体と同列の扱いを受けている。また、その種類は多様、権限も多岐にわたっており、展開の仕方も個々の事情に応じて柔軟に対応できる仕組みを作り上げている。

現在の日本においては、平成の大合併の動きも収束に向かいつつあり、その次の動きとして、新たな地方団体間協力を検討する時期に入っていると言えないだろうか。フランスのコミューンにおいては、自己のアイデンティティの確立を優先し、合併が必ずしも有益ではないという判断をしたために失敗したが、その失敗により発展したフランスの広域行政は市町村間協力の新たな可能性を見出したと評価できる。昨年公布された地方の自由及び責任に関する2004年8月13日第2004-809号法(Loi n° 2004-809 du 13 août 2004 relative aux libertés et responsabilités locales)においても、広域行政組織は多くの権限を移譲され、また、再編・統合などの新たな運用方法を提示されるなど、更なる発展の可能性を秘めている。この広域行政体の研究は我が国の関係者にとっても示唆に富んだものであるため、クレアレポートとして刊行して、関係各位のご利用の便に供していただきたいと考えている。

本レポートは1992年に本事務所から発刊したクレアレポート第42号「フランスの広域行政—その制度、実態及び新法による改革—」を現在の制度内容に照らして改めるとともに、より詳細な記述及び運営面まで踏み込んだ情報を多く盛り込んである。内容はコミューン間広域行政組織に特化したものが多くなるが、それがフランスの現状であり、フランスにおけるコミューン間広域行政組織の重要性を意味するところであることをお汲み取りいただきたい。内容のうち、特に税に関する記述は難解なものが多いが、フランスの広域行政を勉強する際の中核となる部分であるため、時間をかけてご熟読いただければ幸いである。

最後に、本レポートの調査のために、ご協力いただいたフランス内務省をはじめとする中央省庁、フランス地方団体、関係諸機関、とりわけ幾多の情報・事例を供与してくださった Grand Rodez (都市圏共同体) には、この場を借りて心から御礼申し上げたい。

(財)自治体国際化協会 パリ事務所長

---

<sup>1</sup> フランスにおける基礎的地方自治単位。日本の市町村のレベルにあたるが、日本における市、町、村のような規模による権限の区別は原則としてしていない。なお、巻末用語集も参照のこと。